

## 施設を対象とした看護研究の支援（講師派遣）について

### 1. 看護研究支援の目的

地域貢献の一つとして、大分県内の医療施設等（特に実習施設）が行っている、看護の質改善に向けた看護研究の取り組みを支援する。

### 2. 看護研究支援のための規定

- 1) 施設の看護研究の取り組みの目的・目標を文書にて明確にしてもらい、施設が本学に対して期待している支援内容を明示する。
- 2) 施設からの申請をもとに、交流センター運営委員会（以下、運営委員会）が支援の概要と講師を決定する。
- 3) 支援の具体的な内容等は、研究支援ガイドラインをもとに、講師派遣となった教員が施設と話し合っ決定する。
- 4) 支援期間（予定）は4年間を上限とし、施設側、および大学側両方で適時（年度毎）達成度を評価する。
- 5) 支援の継続を教員の報告と施設側の評価をもとに運営委員会が決定する。

### 3. 看護研究支援の手続き

- 1) 研究支援を希望する施設は、支援目的および内容を記載した研究支援申請書（書式は自由）を本学に提出する。
- 2) 運営委員会は、申請書にもとに施設の状況を考慮したうえで、派遣する講師を決定し、施設に連絡する。
- 3) 講師派遣となる教員は施設側と具体的な支援内容および期間を決定し、運営委員会に報告する。
- 4) 単年度でどのような支援を行ったのか、教員から報告を受ける。また施設側からの評価を運営委員会が依頼し、評価報告を受ける。
- 5) 支援期間が終了した時点で、支援効果を検証し、次年度以降の継続とその方法について、施設側と担当教員で話しあう。その結果を運営委員会に報告する。
- 6) 運営委員会は、支援を継続するかどうかを決定する。

看護研究支援ガイドライン（年間での派遣：人間科学系教員1名、看護系教員1名）

	研究支援モデルⅠ	研究支援モデルⅡ	研究支援モデルⅢ
到達目標	看護研究の必要性を理解し、看護研究に取り組む姿勢を支援する。 日常業務改善や事例検討などを研究的レベルにするための基本的能力を取得する。	研究を行うメンバーが研究的手法を用いて、看護実践の改善やケア方法の開発など、新たな知見を得るための研究に取り組むことができる能力を取得する。 ・統計的手法を用いた分析ができる。 ・文献等を用いて考察を深めることができる。	施設で研究に取り組むメンバーへの支援ができる。 （研究者に直接ではなく、施設内で研究指導できる体制となるよう施設内の指導者を育成する）
支援対象	【初めて研究に取り組む個人またはグループへの支援】 ・病棟単位など年間を通した研究支援	【看護研究の内容を高めたい人への支援】 3テーマまで（1教員あたり） ・研究に取り組みたいと考えている看護研究経験者	【施設の研究を指導する立場の人】 （教育担当、師長、副師長、院内の研究指導者等）
支援内容（モデル） *具体的な支援方法については、担当者と施設側で相談をして決定する	・テーマの決定からまとめまで、研究の一連の流れを体験できるよう係る（業務改善、事例検討等） ・研究的取組への準備として文献検索ができる ・「研究とは」、「文献検索」、「データのまとめ方」等の講義 ・院内研究発表会での講評を行う	テーマの決定から計画・実施・分析、論文作成（プレゼン）の研究の一連の流れに係る ・研究的視点を明確にして、長期的なテーマで研究がすすめられるよう係る ・学会発表、論文作成の支援 ・院内発表会では相互にコメントをする	・看護研究に取り組む体制について、どのような方法が妥当かを相談する ・研究指導で困った際のサポート（随時） ・必要時、講義など直接的な支援
支援回数	指導日は最大月1回（半日）	指導日は最大月1回（半日～1日）	適宜
支援期間	1施設 最大で3年間	1テーマ：1～2年間・最大で4年間	最大で3年間
その他の支援等	*学部生の「研究の進め方」の講義、「卒業研究発表会」への参加（要検討）	*アニュアル・ミーティング（研究成果討論会）への参加、演題発表 *情報処理統計相談窓口の活用	
備考		支援の内容により、論文等の成果発表では、謝辞または共同研究者として名前を載せていただく	

\*共同研究については別途相談

\*モデルⅠ、モデルⅡが混在することもある。